

第3部

計画の進行管理

第1章 群馬県環境基本計画

第2章 群馬県循環型社会づくり推進計画

第1章 群馬県環境基本計画

1 環境基本計画の概要

本県環境行政の指針となる「群馬県環境基本計画」は、平成8年10月に制定された群馬県環境基本条例に基づいて、平成9年2月に初めて策定されました。この基本計画は、平成8年（1996）から平成17年（2005）までを計画期間として、大量生産、大量消費、大量廃棄社会を見直し、環境との調和、持続的に発展する社会を目指して各種の環境保全施策が進められてきました。

平成18年度（2006）からは、実践・実行を念頭に置いて新たな基本計画「群馬県環境基本計画2006-2015」が始まり、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の基本目標のもと、環境保全に関する取組の推進を図ってきました。

その後、計画の理念や基本的な考え方は継承しつつ、今日的な視点から必要な見直しを行い、中

間年にあたる平成22年度に、後半計画として「群馬県環境基本計画2011-2015」を策定しました。

この計画では、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会の実現を目指して、県民や事業者、行政等の各主体が、良好な環境の保全と創造に取り組むこととしています。

また、施策ごとに実施状況や目標達成状況を点検し、今後の施策事業の効果的な推進や基本計画の見直しに役立たせます。

環境基本計画は、群馬県ホームページからご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

●環境基本計画2011-2015

<http://www.pref.gunma.jp/04/e0100086.html>

●環境基本計画2006-2015

<http://www.pref.gunma.jp/04/e0110001.html>

2 進捗点検調査

(1) 調査概要

ア 調査目的

「群馬県環境基本計画2011-2015」に定める施策展開の方向ごとに、個別事業の実施状況、環境指標の状況、目標の達成状況を経年的に把握、点検することにより、今後の施策事業の効果的な推進や基本計画の見直しに役立たせるとともに、本県環境行政に対する県民の理解を促進することを目的とする。

イ 調査対象事業及び調査対象年度

調査対象事業は、環境基本計画の体系に基づく、環境関連施策126事業（再掲あり）であり、平成26年度（2014）の実績に対する調査である。
※環境基本計画策定後に廃止、新設された事業

- ①菜の花エコプロジェクトの廃止（再掲あり）
- ②ぐんま緑の県民基金事業（森林環境教育指導者養成）の新設

- ③ぐんま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援）の新設

ウ 調査年月 平成27年7月

エ 調査方法

下記①～③について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施。

- ①各事業に関しての現状認識・事業内容・事業実績・課題・今後の方針
- ②事業評価（事業の必要性・貢献度・成果指標の傾向・事業の手法効率性の4区分に係る自己評価）
- ③環境の状態・環境への負荷・行政施策を表す各指標・関連データの推移

(2) 事業評価の集計結果

4区分に係る事業評価（自己評価）は、次のようになっている。

事業評価 施策展開の方向		施策の必要性				将来像の実現、目標に対する貢献度				成果・活動指標の傾向評価			施策の手法・効率性			
		A…状況の変化等により必要性が増大している	B…従前どおりの必要性が求められている	C…状況の変化等により必要性は後退している	D…目的を達成し、必要性は薄れている	A…予定を上回る効果	B…ほぼ予定通りの効果	C…予定を下回る効果	D…現時点で判断できない	A…全体として目標に向かっている（改善傾向）	B…全体として厳しい状況（悪化傾向）	C…横ばいの傾向	A…概ね妥当と考える	B…部分的見直しが必要	C…大幅な見直しが必要	D…廃止・休止の方向
1 地球温暖化の防止 (17)	事業数	10	7				10	2	5	11	1	5	13	2	1	1
	構成比%	58.8	41.2				58.8	11.8	29.4	64.7	5.9	29.4	76.5	11.8	5.9	5.9
2 生物多様性の保全 (32)	事業数	11	21			1	27	1	3	11	5	16	25	6	1	
	構成比%	34.4	65.6			3.1	84.4	3.1	9.4	34.4	15.6	50.0	78.1	18.8	3.1	
3 生活環境の保全と創造 (35)	事業数	11	24			1	30		4	13		22	34	1		
	構成比%	31.4	68.6			2.9	85.7		11.4	37.1		62.9	97.1	2.9		
4 持続可能な循環型社会づくり (15)	事業数	2	13				14		1	4		11	12	3		
	構成比%	13.3	86.7				93.3		6.7	26.7		73.3	80.0	20.0		
5 すべての主体が参加する環境保全の取り組み (27)	事業数	6	21			1	24		2	12		15	21	6		
	構成比%	22.2	77.8			3.7	88.9		7.4	44.4		55.6	77.8	22.2		
計 (126事業)	事業数	40	86			3	105	3	15	51	6	69	105	18	2	1
	構成比%	31.7	68.3			2.4	83.3	2.4	11.9	40.5	4.8	54.8	83.3	14.3	1.6	0.8

※各構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならないところがある。

3 施策展開の概要

(1) 地球温暖化の防止

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①温室効果ガスの排出削減に低炭素社会の実現		
温室効果ガス排出の計画的削減	<ul style="list-style-type: none"> 「温室効果ガス排出削減計画提出・公表制度」等を通じて、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制の取組を促した。 約400の事業者（延べ数）から計画の提出があり、内容の審査を実施した。また、計画の提出義務がある事業者のうち、15事業者の事業所に対し現地調査を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴う電力排出係数の悪化により、短期的には排出量の増加が避けられない状況にある。 群馬県地球温暖化対策実行計画の短期目標年である2020年までに、「豊かな低炭素社会」への実現に向け、既存施策のさらなる推進と新たな施策に取り組む。
省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 小水力発電導入に係る調査支援事業により、調査等を実施する3団体に補助を行った。また、地中熱利用システム導入モデル支援事業により、設備を導入する2団体に補助を行った。 新エネルギー導入に全庁的に取り組むための「電源群馬プロジェクト」の一環として、県有施設3か所に40～44kWの太陽光設備を設置した。 住宅用太陽光発電設備に対して、4,318件の補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーの普及には初期コストの高さや許認可手続きの煩雑さ等の課題があり、初期コストの低減や許認可等の規制緩和などが求められている。 既設住宅への設置費補助は終了する。将来の社会像から予想される住宅太陽光の用途・役割に応じた政策を検討し、引き続き導入を促進する。
自動車交通対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 利用者一人ひとりが意識して交通手段を選択するよう促すため、エコ通勤を推進するほか、高校入学者に対する啓発リーフレットの配布、ホームページ等を通じて情報提供を行うなど、公共交通機関の利用促進を図った。 日常生活に欠かせない路線バスを維持することにより、自家用車からの二酸化炭素排出量を抑制するとともに、車両の更新により、バスからの二酸化炭素排出量を削減した。 運輸部門からの温室効果ガス排出量を抑制するため、次世代自動車の普及を図った。 (群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づく充電インフラの整備、EV等の試乗会) 	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人ひとりが、過度のマイカーへの依存を改め、意識して公共交通を選択するよう促すため、引き続き様々な施策を通じて公共交通の利用促進を図る。 群馬県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づく、充電インフラの充実を進める。
県民による自主的取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策における事業者の自主的な取り組みを社会的に評価されるシステムとして、環境マネジメントシステムを導入し、二酸化炭素の排出削減に取り組む事業者を「環境GS認定事業者」として認定し、事業者の取り組みを支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境GS認定制度の県内事業者への一層の周知を図り、多くの事業者が環境マネジメントシステムに取り組むことを目指す。

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
②二酸化炭素の吸収源対策		
森林等の保全・整備	・利用間伐を推進することにより、林業の生産性を高めて森林整備を図る必要がある一方で、奥山や地形的要因などによる条件が不利な森林では間伐などの森林整備が進まず、二酸化炭素吸収源確保や水源かん養機能の発揮に支障をきたすおそれがある。このような背景から、森林整備、林道・作業道の新設（214km）を行った。	・林業経営支援並びに間伐材利用推進の観点から、集約化の促進と補助事業の重点化・効率化等により、利用間伐の一層の推進を図るとともに、条件不利地等においては、公的主体による公益的機能の回復・高度発揮を重視した間伐等を推進し、二酸化炭素の吸収源対策と森林環境保全・森林資源の適正利用を図る。
③フロン等による温暖化の対策		
フロン対策	・オゾン層を破壊したり、地球温暖化を招くフロンは、ビル空調や食品のショーケースなどの業務用冷凍空調機器の冷媒として大量に使用されているが、これらの機器の廃棄時及び整備時におけるフロン回収を適正に行うよう、立入検査指導、技術講習会の開催、啓発指導事業を実施した。	・フロン回収破壊法による業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率は、環境省の集計によると全国平均で3割程度となっており、これの向上を図ることが求められている。 ・本県における業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は、業界団体組織が整備・確立されていることから、今後も従来どおりの施策を実施する。

○関連する主な指標

指 標 名 (状態)	計画前のデータ		最新のデータ		めざす方向	備 考
		千t-CO ₂		千t-CO ₂	千t-CO ₂	
・ 県内温室効果ガス排出量 (全国温室効果ガス排出量)	2007	20,102	2012	18,840	2020 17,249	
	(2007	1,369,000)	(2012	1,390,000)		
・ 県内公共施設の太陽光発電量	2009	1,586kw	2013	11,047kw	増加	
・ 県内の小水力発電導入	2009	18地点	2014	39地点	増加	
・ 環境GS認定事業者数	2009	1,032件	2014	2,040件	2015 2,600件	増加傾向
・ 森林面積	2008	424,132ha	2013	424,724ha	維持	
・ 林道・作業道新設延長	2007	143km/年	2014	214km/年	210km/年	

(2) 生物多様性の保全

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①生態系に応じた自然環境の保全と再生		
里地里山の保全	・中山間地域等直接支払制度により、農業の生産条件が不利な中山間地域において1,587haの農地が保全された。	・中山間地域の多面的機能の維持・増進を図るため、今後も当該制度に係る協定締結の推進を図ることが必要である。
水辺空間の保全・再生	・河川管理施設を適切に維持管理することが重要であることから、河川内の雑草や堆積土の除去を行うとともに、自治会等に河川草刈り作業の委託を行った。	・堆積土除去については、緊急性や規模などを考慮し、必要箇所を精査しながら計画的に取り組む。また、河川内の伐木についても、河川への影響を考慮しながら緊急性の高い箇所から計画的に対策を講じていく。
野生動植物の保護	・県内各地の自然環境の現状を把握し、自然環境保全のための基礎資料を得るため、専門家に委託して、基礎型5地域、保全型4地域の調査を実施した。	・学術調査は多くの時間を必要とするが、データの蓄積は重要であることから、今後も地道な調査活動を継続していくことが必要である。
尾瀬保全対策	・ビジターセンターの管理運営を尾瀬保護財団に委託し、ミニツアーによる尾瀬の自然解説、ビジターセンター、公衆トイレ、木道などの公共施設の維持管理を行った。 ・自然保護の意識の醸成や郷土を愛する心を育むことを目的として、小中学校が尾瀬において少人数のグループでガイドを伴った環境学習を実施する場合に尾瀬学校補助金を交付した。	・尾瀬の保護と適正利用の推進のためには、利用者に対し尾瀬の自然について認識を深めてもらうことが大切であり、現地における活動が不可欠である。 ・尾瀬学校については、内容の更なる充実による実施校の拡大、山小屋に宿泊する学校の増加に努める。
②野生鳥獣対策と外来生物対策の推進		
野生鳥獣対策の推進	・鳥獣保護法の改正に伴い、6鳥獣種（イノシシ、シカ、カモシカ、サル、クマ、カワウ）の適正管理計画を策定・変更し、適正な管理を推進した。 ・農林業被害や自然環境被害が問題となっている野生鳥獣について、捕獲の強化、侵入防止策の設置、緩衝帯の整備を行った。	・群馬県鳥獣被害対策基本方針に沿い、「守る」「捕る」「知る」の対策を地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。 ・捕獲の担い手の確保に努めるとともに、新規に取得したわな猟免許所持者を対象に研修会を開催し、捕獲技術の向上を図る。
外来生物対策の推進	・外来生物法で特定外来生物に指定され、県内でも生息数の増加や分布域の拡大が懸念されるアライグマ、アメリカミンクについて、拡散状況を調査した。 ・特定外来生物のオオキンケイギクの防除について県ホームページに掲示するとともに、要望のあった市町村にチラシを提供して連携を図った。	・アライグマによる被害が拡大しているため、生息状況を明らかにするとともに、駆除等の積極的な取り組みが必要である。 ・特定外来生物（植物）の運搬及び保管に係る運用の普及啓発を進め、防除の気運を高める。

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
③自然とのふれあいの推進		
ふれあいの「場」の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立公園において、自然環境の保全と利用者の安全性も含めて適切な利用を図るため、ビジターセンターの管理や地域団体の協力による公衆トイレの清掃、道路や駐車場、公衆トイレ、登山道などの維持・補修を実施した。 ・ 森林公園において、給水施設揚水ポンプや転落防止柵等の改修を行い、利用者の利便性と安心・安全の向上を図った。 ・ ぐんま天文台において、暗い夜空など星を見るのに適した自然環境のもと、「大型望遠鏡による観望会」や「流星群観察会」などのプログラムを実施した。 ・ ぐんま昆虫の森において、昆虫を探し、直接ふれあうことにより、発見する喜びや感動を味わい、生き物と人間との関わりについて理解を深めてもらうことを目的に、里山体験、自然観察会などを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立公園や国立・国定公園は広大な区域を管理しなければならないことや、気象条件も厳しいことから、各施設の老朽化が進んでいる。県有施設の改修などについて、安全性を優先し、効率的・効果的に取り組むとともに、施設の管理などは地元の協力を得て取り組む。 ・ 県民が自然とのふれあいの場を求める一方で、施設の老朽化など森林公園の魅力が低下傾向である。そのため、自然環境の保全に十分配慮しながら、県民が安全で快適に施設を利用できるように施設及び森林の維持・整備を実施していく。
ふれあいの「機会」の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立森林公園等をフィールドに幅広い年代層向けの森林環境教育の企画をNPOやボランティア団体から募集して委託実施した。 ・ 県内各地域で行われる農業体験イベントやグリーン・ツーリズムキャラバン支援を行うことにより、都市住民と農村住民の交流を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境教育については、参加者それぞれのニーズに合った企画内容を充実させ、積極的な周知・広報活動に取り組む。 ・ 県内には、グリーン・ツーリズムに適しているが未だ活用されていない地域資源が多く残っているので、地域の創意工夫による地域資源の活用を支援する必要がある。
④森林環境の保全と適正利用		
水源かん養機能等の高い森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的豪雨により荒廃した山地溪流内や山腹崩壊地等において、その速やかな復旧整備を図った。また、水源かん養などの公益的機能が低下した森林の整備を行った。 ・ 洪水や渇水の緩和、良質な飲用水等の安定的確保のため、水源かん養保安林を適正に配備するとともに、保安林機能の維持・強化を図っている。平成26年度は、既設水源かん養保安林区域の近接地に247haを指定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山事業については、優先・緊急度を検討し、効率的な事業執行に努める。 ・ 保安林に指定されると伐採や土地の形質変更、森林以外への転用等が制限されるなど、不動産としての評価が下がるため、森林所有者の同意が得にくく、保安林の配備が計画的に進まない状況があるが、引き続き、市町村や森林組合と連携して保安林制度について啓発を行い、計画的な指定に努める。
再生可能資源である県産木材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林が多面的な機能を持続的に発揮するためには、継続的な林業経営と木材の循環利用が必要であることから、県産材を使用した住宅建設に対する助成や、教育関連施設、福祉関係施設への県産材の利用促進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で生産された木材を使って、県内の大工・工務店が施工する木造住宅の地産地消の流れを定着させる必要がある。 ・ 県産材を利用することが、本県の森林・林業の再生に繋がり、また、再生産可能な資源である木材の利用が地球温暖化対策にも重要であることを広く県民に普及する。

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア団体をはじめ県民を対象に安全講習会、技術指導、作業器具の無償貸出を行った。 ・森林ボランティア組織への活動指導研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア活動への県民の参加促進や森林ボランティア団体、企業活動の充実のため「森林ボランティア支援センター」を拠点に情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなど一体的なサポートを行う。

○関連する主な指標

指 標 名 (状態)	計画前のデータ		最新のデータ		めざす方向	備 考
・耕作放棄地面積	2005	13,779ha	2010	13,901ha	減少	
・エコファーマー認定者数	2009	3,502人	2014	4,524人	増加	
・尾瀬学校参加校数	2009	135校	2014	156校	増加	
・野生鳥獣による農業被害額	2009	415百万円	2014	424百万円	減少	
・野生鳥獣による林業被害額	2009	434百万円	2014	414百万円		
・野生動物の管理						
ニホンジカ有害捕獲数	2009	477頭	2014	2,438頭		
クマ有害捕獲数	2009	83頭	2014	246頭		
イノシシ有害捕獲数	2009	2,728頭	2014	4,786頭		
アライグマ有害捕獲数	2010	122頭	2014	331頭		
・狩猟登録者数	2009	4,368人	2014	3,465人	維持	
・県立公園利用者数	2009	2,005千人	2013	1,604千人		
・水源かん養保安林 (林野庁及びその他有林を除く)	2006	59,310ha	2014	59,785ha	2015 59,900ha	
・県産材率	2009	30.7%	2014	37.5%	2020 53%	

(3) 生活環境の保全と創造

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①水環境、土壌環境、地盤環境の保全		
水質汚濁防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・湖沼の水質汚濁の状況を把握するため、県内222地点で水質測定を実施した。 ・下水処理場において、耐震補強工事及び老朽化した施設の改築・更新工事を実施した。 ・早期の河川水質の改善を図るため、市町村が実施する浄化槽整備事業、公共下水道事業に補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村の整備の進捗に合わせて、引き続き管渠の増設工事等を実施し普及率向上を促進するとともに、耐震補強工事や老朽化した施設の改築・更新工事を進め、安全で安心して暮らせる環境の確保を目指す。 ・各種汚水処理事業（下水道、農業集落排水、浄化槽など）の効率的な推進のため、市町村との更なる連携に努める。
地盤沈下対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の状況を把握するため、134地点で一級水準測量を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による地盤沈下の状況は概ね沈静化傾向にあるものの、今後も一級水準測量を実施し、状況把握に努める。 ・地下水の採取量を低減するよう、広報活動を行っていく。
地下水・土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水質の汚濁状況を把握するため、県内151本の井戸について水質調査を実施し、その結果を公表した。 ・地下水・土壌汚染の未然防止を図るため、有害物質使用事業場に対する立入検査を行い、関係法制度の周知及び有害物質の適切な取扱い等について指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染については、家畜排せつ物の適正処理、環境に配慮した施肥技術の普及、下水道の整備等の対策が進められている。対策の効果を検証するため、定点測定を継続的に実施してきたが、改善傾向が見られた地点では調査を終了し、新たに確認された高濃度の汚染井戸について調査を行う。
②大気環境の保全、騒音、振動、悪臭の防止		
大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・一般環境大気測定局21局、自動車排出ガス測定局8局において、大気汚染の常時監視を行ったほか、有害大気汚染物質の監視や酸性雨の測定を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント濃度は環境基準を達成しておらず、毎年注意報を発令している。また、PM2.5も環境基準未達成であった。 ・これらについては、群馬県だけでなく広域的な大気汚染問題であるため、都道府県の枠組みを超えた広域連携による解決を図る必要がある。
騒音・振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村担当者研修会を開催し、法解釈、測定及び低周波音等に関する研修を行い、市町村を側面から支援した。 ・関係市町と協力して新幹線騒音測定を行ったほか、道路騒音の面的評価を行った。 ・自動車騒音が3年連続で基準を超えており、沿道に人家が建ち並んでいる主要幹線道路において、低騒音舗装への改良を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成率がほぼ横ばいであること、騒音苦情数が増加傾向にあることから、改善に向けて対策を進める必要がある。 ・低騒音舗装については、相当な騒音低減が果たされており、安全性や水はね防止の面からも効果が高いことから、今後も継続する。

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づく規制は、地域及び基準の指定が行われていないと規制として成立しないことから、各市町村に対して、臭気指数規制の導入を働きかけた。平成26年度末で導入は34市町村となった。 ・家畜排せつ物等による畜産公害の発生を防止し、畜産環境の保全を図るため、巡回指導、研修会、啓発冊子の配布、堆肥施用実証展示ほの設置等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全区域への臭気指数規制の導入を図るとともに、市町村職員向けの研修会を開催するなどの支援を行う。 ・畜産関係の悪臭について苦情が多い中、各市町村に臭気指数による規制が導入され、農家や行政による対策が急務となっている。 ・家畜排せつ物の管理については、適切な処理が図られており、今後は悪臭・水質汚濁、堆肥利用促進を重点に対応を図る。
③有害化学物質による環境リスクの低減		
有害化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大気3地点、公共用水域（水質のみ）3地点、土壌3地点において、ダイオキシン濃度を測定した。また、大気基準適用54施設、水質基準適用9施設に立入検査を行った。 ・特定粉じん排出等作業の届出があった30件について立入検査を行い、飛散抑制対策の実施状況について、監視・指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類対策として、特定施設には適宜立入検査を行っているが、自主測定結果未報告・未実施の事業者が毎年散見される。 ・平成26年6月に大気汚染防止法が改正され、更なるアスベスト規制が強化されたことから、改正法の適切な施行を推進する。
有害化学物質の適正管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種指定化学物質（462物質）について、環境中への排出量や廃棄物の移動量を把握し、公表した。また、化学物質の排出量の多い事業所周辺の環境調査（PRTR環境調査）を県内6地点で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量の多い事業所について、周辺への環境調査を継続し、その影響の把握に努め、必要に応じて事業者指導を実施する。
④快適な生活環境の創造		
快適な環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かした景観形成を推進するため、市町村の景観形成基本計画の策定等を支援した。 ・「美しいふるさと群馬」を守ることを目的に、環境美化月間等を設けて、県民、事業者、行政の協働による環境美化活動を展開するとともに、県民全体のマナー意識の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川、公園等の身近な公共の場に空き缶やペットボトル、吸い殻等の多様なごみが捨てられており、ポイ捨て行為が後を絶たないことから、今後も市町村と連携して、環境美化月間等を中心とした啓発事業を継続していく必要がある。
文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定重要無形民俗文化財として玉村町の「五料の水神祭」を指定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成4資産の保護と整備について、事業者である市町村を支援していく。

○関連する主な指標

指標名(状態)	計画前のデータ		最新のデータ		めざす方向	備考	
・水質環境基準達成率 河川	2009	77.5 % (31/40)	2014	77.5% (31/40)	2015水準を維持 向上	横ばい傾向 天然湖沼の達成率が低い	
湖沼	2009	81.8 % (9/11)	2014	83.3% (10/12)			
・汚水処理人口普及率 (下段全国平均)	2009	71.4%	2013	76.3%	2022	91.7%	硝酸性窒素の 超過が顕著
・下水道普及率 (下段全国平均)	(2009	85.7%)	(2013	88.9%)	2022	60.2%	
・浄化槽普及率	2009	48.3%	2013	51.1%	2022	24.1%	
・農業集落排水人口普及率	(2009	73.7%)	(2013	77.0%)	2022	6.2%	
・地下水環境基準超過井戸 数/調査数	2009	15.5%	2013	17.4%	減少		
2009	6.27%	2013	6.48%				
・光化学オキシダント注意報 発令日数	2009	23/151	2014	17/151			
・騒音環境基準達成率 一般道路	2009	6日	2014	10日	減少	気象に影響されるため、傾向判断が困難	
新幹線	2009	70%	2014	75%	100%	横ばい傾向	
・臭気指数規制導入市町村数	2009	27%	2014	15%	100%		
・ダイオキシン環境基準達成率	2009	20市町村	2014	34市町村	100%		

(4) 持続可能な循環型社会づくり

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①3Rの推進		
ごみの発生抑制	<p>・循環型社会を実現するためには、一人ひとりが3Rの取組を進める必要があることから、県民、事業者、行政が協力して推進していくために「群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを進めてきている。平成26年度は、市町村及び関係団体を構成員とする「ぐんま3R推進会議」において、情報交換や対策の検討を行ったほか、ごみ減量フォーラムの開催、県民及び事業者向けの冊子による啓発を行った。</p> <p>・消費者団体、事業者、市町村、県からなる「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」にて、レジ袋の削減、簡易包装の励行等地球温暖化防止に向けたライフスタイルの見直しにつなげる県民運動「環境にやさしい買い物スタイル」の普及を図った。</p>	<p>・一般廃棄物の一人1日当たりのごみ排出量は多く、リサイクル率は全国と比較すると低い水準にあり、ごみの減量化、リサイクル率向上の取組を促進する必要がある。</p> <p>・市町村に対して、一般廃棄物の発生抑制と適正処理について技術的助言を行うとともに、県民に対し普及啓発に努める。</p> <p>・レジ袋削減を中心とした環境にやさしい買い物スタイルを普及促進させ、県民運動への広がりを目指す上では、より多くの事業者の参加に向けての調整や、消費者団体等や市町村との連携による県民への周知・啓発活動が不可欠である。</p>

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
再使用・再生利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 有効利用率が低い建設発生土対策として、工事間利用を促進するため、ストックヤードの整備に取り組んだ。 市町村から容器包装廃棄物の分別収集状況の報告を求め、県内の分別収集状況の把握を行った。 市町村における家電リサイクル法の取組状況等を把握するとともに、廃家電4品目の適正処理を啓発するため、新聞等を通じた広報を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の有効利用率は、他品目に比べ大きく目標を下回っており、更なる対策が急務となっている。 その他プラスチック製容器包装廃棄物など、体積の大きな容器包装廃棄物を分別収集することで、焼却する廃棄物の減量につながるが、県内市町村による分別収集実施率は全国平均よりも低い。 廃家電の不法投棄を防止するための抜本的な対応として、リサイクル料金の前払い方式への変更が必要であることから、国に対して引き続き要望する。
②廃棄物の適正処理の推進		
一般廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処理については、高度処理施設の設置や収集処理体制の集約が求められていることから、一般廃棄物マスタープランに基づき、現在の市町村単位の処理から複数市町村（ブロック）単位の広域処理を進めることとしている。平成26年度は富岡甘楽地域で構成する協議会に参加したほか、吾妻ブロック協議会設立準備会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会の設立に向けた市町村間調整として、協議会設立準備会を設営し、協議会の設立を支援する。
産業廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法に基づく各種許認可を行うとともに、産業廃棄物の適正処理の推進のため、排出事業者や処理業者等に対する指導監督を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者や処理業者に対する指導等により、廃棄物の再生利用のための中間処理の進展や最終処分量の減量化が進んでいる。一方で、設置計画に対する周辺住民の反対運動がある中、適正処理に必要な処理施設の確保は引き続き課題となっている。
不適正処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄などの不適正処理の未然防止と拡大防止を図るため、産業廃棄物運搬車両の路上調査、啓発広報、産廃110番による情報入手、産廃Gメンによる巡視、民間警備会社に委託した休日等監視及び県警ヘリコプターによるスカイパトロール等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の不適正処理対策については、事案毎の状況を勘案し、メリハリをつけた監視指導を継続する。 土砂埋立ての適正化推進についても、土砂条例を適切に運用するとともに、県土砂条例の規制が及ばない埋立て事案に対応するため、市町村土砂条例の制定促進に取り組む。
③バイオマス活用の推進		
活用システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 「群馬県バイオマス活用推進計画」において利用量及び利用率の目標を定めたバイオマス分類ごとの賦存量及び利用量の状況、個別事業の実施状況を把握・点検した。 畜産バイオマスの有効活用のため、環境調和型畜産振興特区内にて、小型の低温ガス化装置の実証試験を実施したほか、大型の実証試験実施のため、設置・運営を担う関係者間での体制づくりを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス活用を推進するためには、「群馬県バイオマス活用推進委員会」を中心として、持続可能な低炭素・循環型社会の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進する必要がある。 実用化、事業化を目指した研究開発を推進する。

○関連する主な指標

指 標 名 (状態)	計画前のデータ		最新のデータ		めざす方向	備 考
・一般廃棄物年間総排出量 (下段全国)	2008 (2008	829千t 4,811万t)	2013 (2013	775千t 4,487万t)		減少傾向
・一人1日当たりごみの排出量 (下段全国)	2008 (2008	1,129g/人・日 1,033g/人・日)	2013 (2013	1,050g/人・日 958g/人・日)	2015 1,000g/人・日	減少傾向
・ごみの資源化・再生利用率 (下段全国)	2008 (2008	15.7% 20.3%)	2013 (2013	15.6% 20.6%)	2015 22%	
・容器包装廃棄物分別収集量	2009	39,021t	2013	36,118t	2018 40,286t	
・建設廃棄物の再資源化率	2005	92%	2008	97%	2015 94%	
・廃棄物不適正処理認知件数	2009	175件	2014	42件	減少	減少傾向
・廃棄物不適正処理認知量	2009	1,980t	2014	1,273t	減少	減少傾向
・バイオマス利活用率	2010	71%	2013	80%	2021 81%	

(5) 全ての主体が参加する環境保全の取り組み

施策展開	平成26年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①環境教育・環境学習の推進		
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アドバイザーとして環境保全意識の向上を図るため、環境アドバイザー連絡協議会を母体に、自然、温暖化、ごみ、広報の3部会1委員会の定期的な活動を行った。 ・「ぐんま環境学校（エコカレッジ）」を開講し、講義やワークショップ、フィールドワーク等を通じて、地域の環境学習や環境活動を自ら主体的に実施できる人材を養成した。 ・緑化センターにおいて、緑化の普及啓発及び緑化技術の向上を図るため、県民を対象とした緑化講座、県・市町村の緑化担当者を対象とした講習会、緑化事業者を対象とした研修会を開催した。 ・ぐんま緑の県民税を導入し、森林環境教育に係る新たな指導者登録制度を開始するとともに、指導経験者対象の養成講座を実施し29名の「緑のインタープリター」を養成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アドバイザーについては、新規登録者を増やすとともに、登録者の高齢化が進んでいるため、若い世代の人材発掘と育成が必要である。 ・「ぐんま環境学校（エコカレッジ）」のカリキュラムに環境学習サポーターの養成研修を加えるとともに、環境アドバイザーへの登録を必須とし、修了生の活動を活性化させる。また、修了生同士が情報交換できる機会を確保する。 ・緑化講座は、緑化センターの所在する東毛地域を中心に定着しているが、講座内容をさらに充実し、県内全域への普及啓発に努める。 ・指導者の計画的な養成による登録者数の増加や指導対象の拡大、ぐんま緑の県民基金事業「市町村提案型事業」への講師派遣など多面的な活動を推進する。
推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題を科学的かつ体験的に理解するため、環境学習機材を搭載した移動環境学習車「エコムーブ号」及び環境学習サポーターを小中学校等に派遣して、動く環境教室を実施した。 ・子どもたちに森林や緑化の重要性を認識させ、森林保全や環境保護への意識啓発や理解促進を図るため、小中学生のためのフォレストリースクールとして、学校に講師を派遣する「講師派遣型事業」と、現地の森林で体験活動を行う「森の仕事の体験教室」を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動環境学習車「エコムーブ号」事業は、教育委員会との連携により多く活用されているが、教育現場の実態に合った効果的な学習プログラムへの更新や、県内各地域をカバーするための指導者の確保が課題となっている。 ・小中学生のためのフォレストリースクールについては、都市部で校庭の樹木を活用した学習やネイチャーゲームの要望、中学校での自然観察など、新しい需要が生まれていることから、学校の要望に対してきめ細かく対応し、事業拡大につなげる。

②情報交換・交流の場の構築と自主的取組の促進		
環境情報の提供と共有化	・環境に対する理解を深めてもらうため、本県の環境情報をわかりやすく発信するホームページ「ECOぐんま」を運用した。	・「ECOぐんま」については、閲覧者にとって本県の自然や環境がより親しみやすいものとなり、環境保全のための取組につながるよう掲載内容を充実させる必要がある。
県民・民間団体の取組みへの支援	・小中学生が家庭で日常的に取り組める、温暖化防止につながる行動例を示したリーフレットを15,000部配布し、その取組結果を報告してもらうことにより、行動を習慣づけた。	・授業において使いやすい形に配慮し、子どもが家族とともに活動を行うことができる内容のリーフレットの作成、配布を行う。
事業者の取組みの促進	・環境新技術導入促進事業として、県内中小企業等が開発した「循環型社会づくり」や「環境保全」に資する技術・製品を募集し、広く県民に広報するとともに、県公共事業で5社5技術・製品を採用した。 ・ぐんま新技術・新製品開発推進補助金により、県内中小企業の技術開発を支援することで、各企業の競争力を高めるとともに、環境負荷の低い製品や技術の開発に関する積極的な取組を後押しした。	・ぐんま新技術・新製品開発推進補助金については、制度の見直しを継続し、環境・新エネルギー産業をはじめとした開発研究を引き続き積極的に支援する。
行政が行う自主的取組み	・「群馬県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、県事務・事業に伴う環境負荷の一層の低減に向けた取組を行った。 ・東日本大震災後、エネルギー情勢が大きく変化したことから、「群馬県地球温暖化対策実行計画」を改定した。	・県有施設長寿命化指針を踏まえ、中小規模施設は省エネルギー改修を実施し、エネルギーを大量に消費している施設は、ESCO事業を順次導入する。

○関連する主な指標

指標名(状態)	計画前のデータ		最新のデータ		めざす方向	備考
・動く環境教室受講者数	2009	5,095人	2014	4,129人	10,000人	
・ストップ温暖化県民アクション報告者数	2009	12,707人	2014	5,870人	5,000人	2013から子ども版のみとしたため目標数値変更
・環境アドバイザー登録者数	2009	276人	2014	292人	増加	
・森林ボランティア活動・安全講習会等参加者数	2009	257人	2014	226人	増加	
・ISO14001認証件数	2009	343件	2014	399件	増加	